

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

【取組内容】

a. 企業間の連携による新規事業創出に取り組む

当社は事業活動の拠点である地域社会との共生を図ります。具体的には、地元人材の積極採用と地元企業からの部品調達の推進により地域経済への貢献に努めます。当社の保有する個人顧客に対して従来の自動車整備以外の分野（生命保険など各種保険、住宅等）の提案を通して、地元企業と協業し、顧客への新たな価値を提供してまいります。

b. 健康経営の更なる推進

当社は働きやすい職場環境づくりを経営の重要課題として位置づけ、従業員一人ひとりの働き方改革を推進します。具体的には、長時間労働の是正と適切な人員配置により労働時間管理を徹底し、有給休暇の計画的取得を奨励します。ワークライフバランス支援策として、育児・介護休業制度の整備およびその利用促進、時差出勤やフレックスタイム制度など柔軟な勤務形態の導入を進め、ライフイベントやキャリアの両立を支援します。加えて、作業負担を軽減する最新設備の導入や定期健康診断の充実等を通じて安全で健康的に働く職場を実現し、従業員の健康管理とスキル向上（必要な研修機会の提供）に努めます。過去に実施した健康経営に関する取組（残業削減、休日増加等）ノウハウの提供及び積極的に推進している企業の取り組みを支援してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ・直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月5日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

坂井モーター株式会社

企 業 名

代表取締役 坂井光藏

役職・氏名（代表権を有する者）